

安田町出会い結婚支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安田町補助金等交付規則(令和6年規則第3号)第22条の規定に基づき、安田町出会い結婚支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、会員制のマッチングシステム及び結婚相談所(以下「マッチングシステム等」という。)入会登録料及び婚活イベント参加料の補助を行うことにより、独身者の出会いの機会の創出や充実を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 結婚に対して前向きに取り組む意欲のある独身者。
- (2) 安田町に住所を有し、現に居住していること。
- (3) 町税等(使用料を含む)及び県税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が安田町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第2号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者であると認められるときは、町長は補助金を交付しないものとする。

(補助対象経費)

第4条 本事業の補助対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) マッチングシステム等の入会登録料
- (2) 高知県内自治体が主催・協力等を行う婚活イベントへの参加料

2 補助対象となるマッチングシステム等については、高知県が運営するものまたは第三者認証機関(I M S)の認証を取得したものに限り、結婚相談所は高知県内に事務所があり「日本ブライダル連盟」または「こうち結婚推進協会」のいずれかに加盟している結婚相談所に限る。

3 第1項第1号について、高知県助成金の対象となる場合は当該助成を利用したものを補助対象とし、補助対象経費は、補助対象者が支払った入会登録料のうち県助成額を控除した額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項第1号の経費については年間10,000円を上限とし、第2号の経費については、1回につき5,000円、年間3回を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、安田町出会い結婚支援事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) マッチングシステム等の入会登録料の補助を受ける場合は当該会員登録証(申請日時点で有効なもの)の写し
- (2) 入会登録料またはイベント参加料の領収証
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条に基づく申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、安田町出会い結婚支援事業費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、安田町出会い結婚支援事業費補助金交付請求書(別記第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) その他町長が補助金の交付を適当でないとして認めるとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について、返還を命じることができる。

3 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、速やかに応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。